

白河市景観計画

概要版

平成 23 年 3 月 10 日告示 第 18 号 (策 定)
平成 25 年 3 月 13 日告示 第 24 号 (一部変更)
平成 26 年 12 月 24 日告示 第 176 号 (一部変更)
平成 28 年 6 月 20 日告示 第 118 号 (一部変更)
平成 30 年 2 月 16 日告示 第 12 号 (一部変更)
令和 2 年 12 月 14 日告示 第 91 号 (一部変更)
令和 4 年 3 月 10 日告示 第 16 号 (一部変更)
令和 5 年 12 月 13 日告示 第 87 号 (一部変更)

《 目 次 》

序 章	景観計画の位置づけ	1
	・ 計画策定の目的	
	・ 景観計画の区域	
第 1 章	景観特性	1
	・ 白河市の景観特性	
第 2 章	良好な景観の形成に関する方針	2
	・ 基本理念と目標	
	・ 景観計画区域の区分	
	・ 景観形成方針	
第 3 章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	10
	・ 届出に関する手続き	
	・ 届出対象行為	
	・ 景観形成基準	
第 4 章	景観計画推進区域の景観推奨基準	18
第 5 章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	20
	・ 景観重要建造物の指定の方針	
	・ 景観重要樹木の指定の方針	
第 6 章	屋外広告物に関する事項	21
第 7 章	景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準	21
	・ 景観重要公共施設の整備に関する事項	
	・ 占用許可の基準	
第 8 章	景観形成の推進方策	22
	・ 協働による景観まちづくり	
	・ 推進施策	
	・ 景観形成事業の推進	
	・ 推進体制づくり	

白 河 市

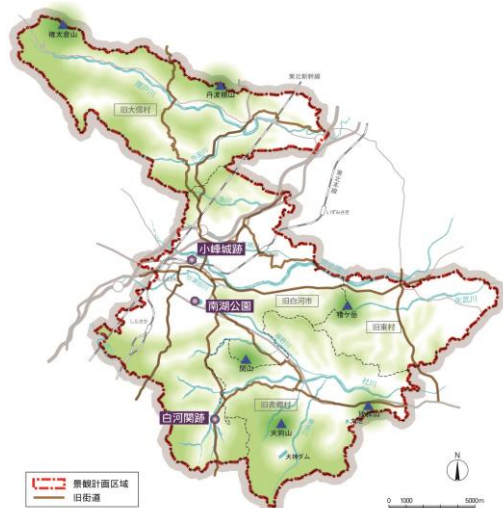
序章 景観計画の位置づけ

■ 計画策定の目的

本計画は、景観法第8条の規定に基づく、白河市における良好な景観の形成に関する総合的な指針となる計画です。計画の策定にあたっては、白河市の景観特性や課題を踏まえ、景観形成に関連するまちづくり、文化財、環境、農業等の各分野との連携を前提とした景観まちづくりについての基本的な考え方を定め、歴史と景観を活かしたまちづくりを積極的に推進するための方策を示します。

■ 景観計画の区域

白河市固有の歴史、文化、自然景観を活かしながら、地域の風土や文化を尊重した魅力あふれる景観形成の推進をめざし、白河市全域を景観計画区域とします。



景観計画区域の位置 図

第1章 景観特性

■ 白河市の景観特性

現在の白河市の景観は、地形や植生などの自然環境をベースとしてつくられた都市基盤の上に、古代から重ねられてきた歴史と、人々の活動や、くらしの営みにより形成されてきました。これらの景観を形成する要素の基盤となる地形等の自然的要素、また、それらを基に培われてきた歴史や市街地・集落形成、土地利用等の社会的要素により整理し、白河市の景観特性を把握します。

No.	景観特性	概要	景観構造の骨格
1	歴史景観	寺社等の歴史的建造物、歴史的街並み、史跡等、歴史的要素により構成される景観、または文学・詩歌・芸能・祭り等にちなむ景観	面
2	都市景観	主として建築物群によって構成される住宅地、商業地、工業地等における景観	
3	田園景観	阿武隈川、社川、隈戸川等の源流域に広がる優良農地、集落等における景観	
4	自然景観	山地、丘陵地、農地、河川等自然的オープンスペースによって構成される景観	眺望
5	眺望景観	那須連峰をはじめとする山々やランドマークとなる建築物等を眺望して得られる景観、または高台等から見渡して得られる景観	
6	景観軸	道路、河川等地域の骨組みとなる線的な景観	線
7	景観拠点	歴史的建造物、樹木等の点的な景観	点

第2章 良好な景観の形成に関する方針

■ 基本理念と目標

【基本理念】

～次世代に伝える白河らしい景観～

みんなで育む美しいふるさと白河

白河市の景観は、本市の魅力と風格を決定する重要な構成要素であり、これまで培われてきた文化の集大成といえます。市民の皆さんと協力し、白河市に数多く残る歴史的な景観や美しい自然景観を守り育てるとともに、魅力をつなげ、将来に向けてより美しいふるさと白河の景観を築いていきます。

【景観形成の目標】

○白河らしい歴史的景観を守り伝えます

先人が守り築いてきたかけがえのない歴史的遺産を活かしながら、魅力あふれる白河市の景観を育てていきます。

○にぎわいのある美しい街並みの景観をつくります

白河市は県南地域の核として多様な都市機能が集積していることから、魅力とにぎわいのある市街地景観を形成します。

○ふるさととの田園景観を守り伝えます



主要な河川の流域沿いなどに広がる田園景観は、白河市の代表的なふるさととの風景として、守り続けていきます。

○豊かな自然景観を守り伝えます

那須連峰をはじめとする山々や丘陵地、河川など、地域の誇りある美しい風景を保全し、自然景観を次世代に継承します。

○優れた眺望景観を守り伝えます

四季折々に変化するいろどり豊かな山並み景観は、白河市の景観を構成する最も重要な要素として守っていきます。



○住民による身近な景観づくりを推進します

市民、NPO、民間事業者の主体的な活動や、行政との協働により、ふるさと白河の景観づくりを進め、景観資源として未来に継承していきます。



■ 景観計画区域の区分

白河市全域が対象となる景観計画区域内には様々な土地利用や景観特性が見られるため、次のとおりきめ細かく区域区分を定め、この区域区分ごとに景観形成方針を定めます。

歴史景観	○小峰城跡・白河駅周辺地区 ○南湖公園周辺地区 ○白河関跡周辺地区	○城下町地区 ○歴史的街道沿いの集落地区
都市景観	○新白河駅周辺地区	○工業団地地区 ○住宅地地区
田園景観	○阿武隈川流域地区	○隈戸川流域地区 ○社川流域地区
自然景観	○権太倉山麓地区	○八溝山麓地区

また、景観計画区域のうち、特に美しい景観形成に向けて重点的かつ計画的に整備していく必要のある地区については、「景観計画重点区域」及び「景観計画推進区域」を設定します。これらの地区は、独自のよりきめ細やかな景観形成の基準を設けることにより、より良い景観誘導を図っていきます。

景観計画 重点区域	本市の有する貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる地区で、地区の特性に応じたきめ細かな景観形成をめざします。	
	名称	区域
	小峰城跡・白河駅周辺地区	史跡「小峰城跡」、都市計画法に基づき定められた白河駅北地区及び南地区計画地区、白河駅舎及びプラットフォーム周辺を含む地区
	南湖公園周辺地区	史跡・名勝「南湖公園」、南湖風致地区及び南湖風致地区と一体となって良好な景観を形成する地区（風致隣接地区）、及び上流の農業振興地域（国道294号東側まで）の一部を含む地区
景観計画 推進区域	白河関跡周辺地区	史跡「白河関跡」、白河関の森公園を含む地区
	歴史的景観を継承するために行政と地域住民との協働が必要とされる地区で、地域住民とともに景観まちづくりを推進し、住民による景観協定をめざします。	
	名称	区域
	城下町地区	旧奥州街道に沿って発展した城下町地区、整備された谷津田川せせらぎ通り周辺、及び歴代白河藩主菩提寺跡のある小南湖周辺を含む地区 (城下町地区 重点推進区域) 城下町地区の区域の中でも、旧奥州街道沿い等に面し、歴史的景観資源が豊富に存在する区域
歴史的街道沿いの集落地区	江戸時代に整備が行われた旧街道に面する宿場景観を残す周辺地区 (※本書22ページに掲載の図中、歴史的街道沿いに面する青色で表示された部分の地区が、その区域となります)	

■ 景観形成方針 《歴史景観》

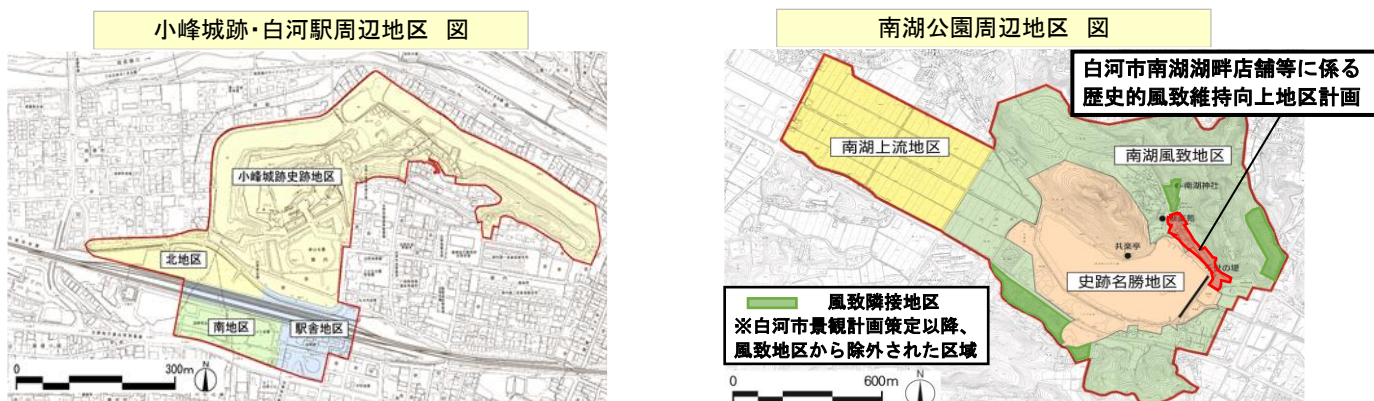
小峰城跡・白河駅周辺地区（景観計画重点区域）

【良好な景観の形成に関する方針】

- 小峰城跡に代表される市街地形成の歴史的経緯を尊重しながら、白河市の顔としてふさわしい景観づくりを進めます。
- 白河市にとって重要なシンボルである小峰城跡三重櫓への眺望景観の十分な確保を図ります。
- 白河市の顔となる歴史拠点として、将来的には都市計画法に基づく景観地区指定を検討します。
- 大正時代に建てられた貴重な地域資源である JR 白河駅舎周辺については、大正建築のデザインを尊重し、駅舎のイメージを損なわない景観形成を図ります。

【都市景観大賞（都市空間部門）優秀賞】

白河市の有する歴史資源と那須連峰を望む優れた環境に加えて、小峰城道場門遺構、駅前イベント広場や図書館の整備など、白河市が取り組んできた自然、歴史、文化が融合した景観形成により街の魅力が育まれていることが評価され、平成 26 年度都市景観大賞「都市空間部門」優秀賞を受賞しました。



南湖公園周辺地区（景観計画重点区域）

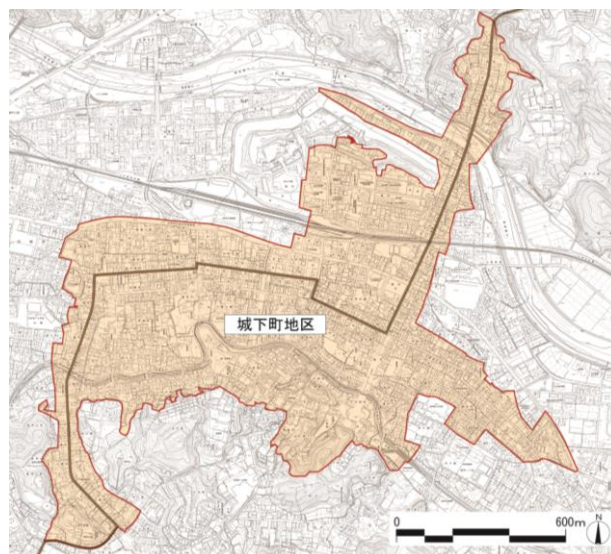
【良好な景観の形成に関する方針】

- 南湖公園を景観上さらに魅力あるものとし、来訪者を惹きつける歴史・文化の拠点とするため、『史跡名勝南湖公園 第 2 次保存管理計画』に基づき景観保全を図ります。
- 南湖公園千世の堤を視点場とした那須連峰の眺望景観（借景）を確保するため、農政部局と調整を図り国道 294 号（旧奥州街道）より東側の農振農用地については農的景観を積極的に保全します。
- 共楽亭、翠楽苑、南湖神社等の地域資源を尊重し、南湖公園のイメージを損なわない景観形成を図ります。
- 公園内に立地する建築物等については、市民との話し合いを進めながら、南湖の風致に調和した景観づくりを行っていきます。
- 看板類・自動販売機等は、南湖の風致に調和した誘導に努めます。
- 白河市の宝として、将来的には都市計画法に基づく景観地区指定を検討します。
- 歴史まちづくり法に基づく白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画に指定された区域においては、南湖の歴史的風致と調和した形態・意匠の建築物等の整備を行います。

白河関跡周辺地区（景観計画重点区域）

【良好な景観の形成に関する方針】

- 白河関跡及び隣接する「白河関の森公園」と周辺の自然環境との連携を図り、貴重な歴史資源として趣のある景観を形成します。
- 建築物や看板等は、歴史資源や周辺の自然環境と調和した落ち着いた趣のある景観を形成できるようデザインや色彩に配慮します。
- 将来的には都市計画法に基づく景観地区指定を検討します。



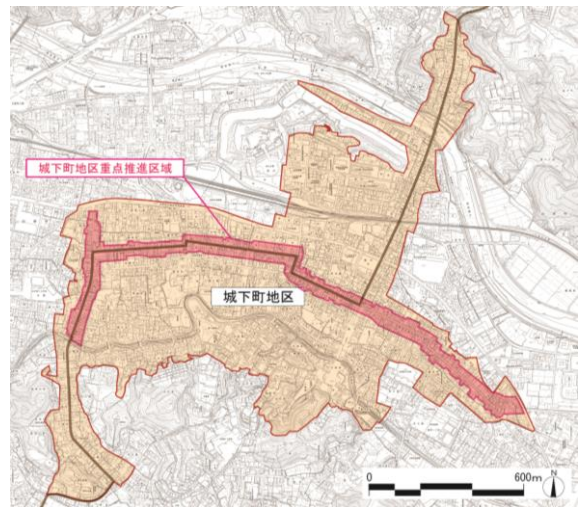
城下町地区（景観計画推進区域）

【良好な景観の形成に関する方針】

- カギ型の奥州街道の骨格を活かすとともに、由緒ある寺社仏閣や歴代大名の墓所がおかれる小南湖周辺などにあるまとまった緑地が作り出す風情ある景観を守り育てていくため、建物の色彩やデザインに配慮した、落ち着いた雰囲気のある景観形成を行います。
- 主要な視点場（友月山、都市計画道路白河駅白坂線）から三重櫓への眺望を確保するとともに、カギ型街路部分における山当てに配慮するため、建築物等の高さや形態に関するルールを導入します。
- 住民ワークショップなどの実施をはじめ、住民に対して景観まちづくりへの参加を継続的に働きかけ、市民一人ひとりが参画する地域主体の景観づくりを推進します。
- 住民間の約束事を取り決める景観協定の締結を積極的に推進し、建築物や工作物、屋外広告物等の規模や形態、色彩等について、住民との協働によるルールづくりを検討します。
- 城下町を意識した建築物等の形態・意匠・色彩等の推奨基準を定めた「白河市景観形成ガイドライン¹」などの基準に適合する建築物等に対する景観補助や表彰に取り組みます。あわせて、町屋にみられる短冊形の敷地制約を魅力あるものとして活用した、白河ならではの特色あるまちなか居住を推進します。

¹ 白河市景観形成ガイドライン：景観計画の方針に基づき、地域の歴史文化を活かしたまちづくりのために策定した景観設計指針。平成24年3月策定（令和4年3月一部改定）。

城下町地区重点推進区域（景観計画推進区域）



城下町地区重点推進区域 図

【良好な景観の形成に関する方針】

- 城下町を意識した建築物等の形態・意匠・色彩等の推奨基準を定めた白河市景観形成ガイドラインに基づき、基準に適合する建築物等に対し、積極的に景観補助に取り組みます。
- 町屋にみられる短冊形の敷地制約を魅力あるものとして活用した、白河ならではの特色あるまちなか居住を積極的に推進します。
- 周辺の建物との連続性に配慮し、歴史的な意匠を継承した景観へと誘導することで、歴史的建造物と現代の街並みが調和する街道沿いの景観を形成することを目指します。
- 区域に残る歴史文化資源を活かした住民による景観まちづくり協定の締結に向けた活動等を積極的に支援していきます。
- この地区は、鹿嶋神社祭礼（白河提灯まつり）の運行ルート、白河だるま市の開催会場等になっており、電線・電柱類が祭礼時の景観阻害要因及び運営支障となっているため、無電柱化を整備推進するための調査・検討等を行い、歴史的な街並みの維持、形成に繋げていくものとします。

【歴史の趣を伝える建造物】



櫻井呉服店建造物群（道場町）



藤屋建造物群（二番町）



今井醤油店建造物群（天神町）



大谷忠吉本店（白陽酒造）建造物群（本町）

歴史的街道沿いの集落地区（景観計画推進区域）

【良好な景観の形成に関する方針】

- 沿道の歴史的な街並みや歴史的建造物等の景観資源の保全・活用を図り、宿場的景観の形成を進めます。
- 那須連峰をはじめとする山並みなど、地域に親しまれている眺望景観や視点場を再発見し、集落や旧街道等における視点場整備を検討します。
- 住民間の約束事を取り決める景観協定の締結を積極的に推進し、宿場的景観を意識した建築物の高さや工作物、屋外広告物等の規模、形態、色彩等について、住民との協働によるルールづくりを検討します。
- 宿場的景観を意識した建築物の形態、意匠、色彩等の推奨基準となる白河市景観形成ガイドラインに基づき、当該ガイドラインの基準等に適合する建築物等に対する景観補助等に取り組みます。

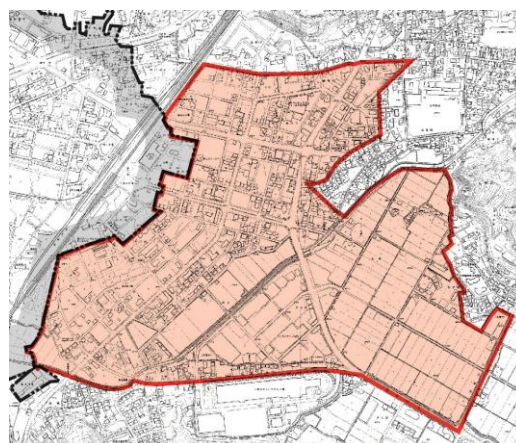


■ 景観形成方針 《都市景観》

新白河駅周辺地区

【良好な景観の形成に関する方針】

- 市民の商業ニーズを支える本地区は、白河市の新しい顔として土地の高度利用を図りつつ、南湖公園から那須連峰への眺望を阻害しないよう、景観法による建築物等の高さや形態に関するルールを導入します。
- 新白河駅周辺の幹線道路沿道における良好な景観形成をめざし、色彩や屋外広告物等に関するルールづくりを進めます。

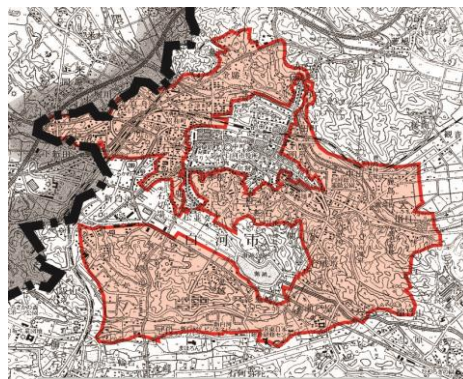


新白河駅周辺地区 図

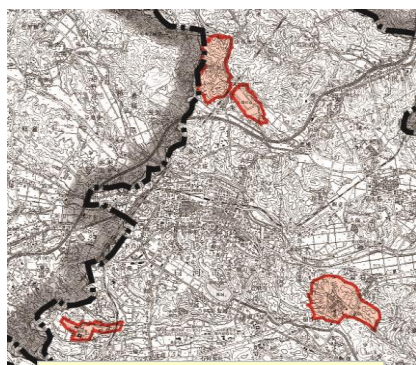
住宅地地区

【良好な景観の形成に関する方針】

- 低層住宅を中心とする住宅地として、落ち着いた雰囲気と潤いのある緑豊かな景観形成を図ります。
- 戸建て住宅が建ち並ぶ住宅団地や一定規模以上の宅地開発等については、景観協定や緑化協定等市民のルールづくりによって、建物の外観の統一や緑化の推進により、緑あふれる良好な家並み景観づくりを行います。



住宅地地区 図



工業団地地区 図

工業団地地区

【良好な景観の形成に関する方針】

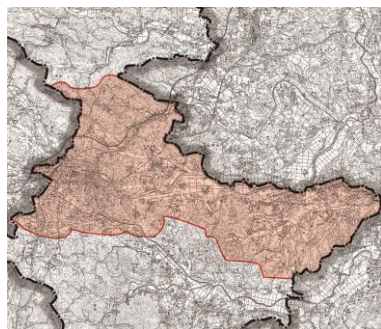
- 周辺の緑豊かな自然景観との調和に努めるとともに、自然環境や住環境、幹線道路からの見え方に配慮した緑豊かな景観づくりを進めます。
- 建築物等の規模・配置や形態意匠の工夫、外構の緑化等により、工業地の背景となる山並みの稜線や丘陵地などの地形との調和に配慮します。

■ 景観形成方針 《田園景観》

阿武隈川流域地区・社川流域地区・隈戸川流域地区

【良好な景観の形成に関する方針】

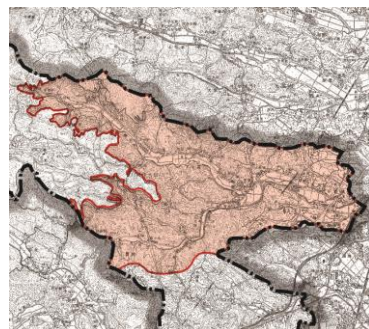
- 河川沿いに広がる田園は、里山にいだかれた特色ある風景をつくっていることから、今後も都市的土地利用の抑制に努め、農業上の土地利用との適切な調整の下に、農用地の保全に努めます。
- 集落地内やその周辺に残された屋敷林、寺社林、水路等の緑については、保全に努めて次世代へと継承するとともに、地域住民に親しまれるゆとりとやすらぎの空間として活用していきます。



阿武隈川流域地区 図



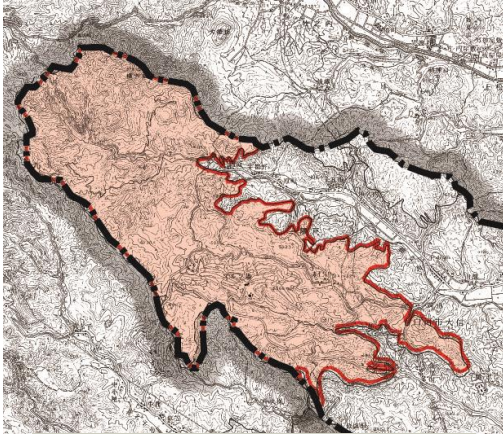
社川流域地区 図



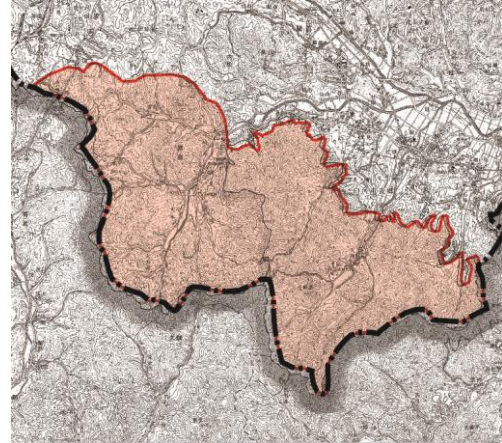
隈戸川流域地区 図

■ 景観形成方針 《自然景観》

権太倉山麓地区・八溝山麓地区



権太倉山麓地区 図



八溝山麓地区 図

【良好な景観の形成に関する方針】

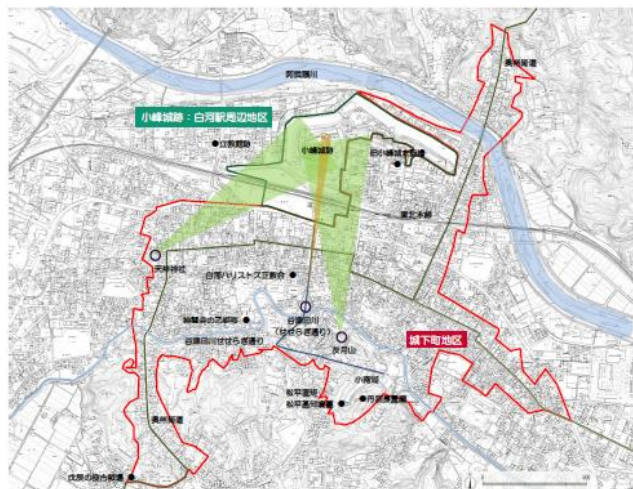
- 自然環境に囲まれた白河市を特徴づける重要な景観要素であるため、その自然景観を保全するとともに、市民が自然の大切さを実感できる空間としてふさわしい景観の形成に努めます。
- 山並みへの眺望景観の保全を図るとともに、市内の主要な地点に視点場となる場所を設けることを検討します。

■ 景観形成方針 《眺望景観》

那須連峰をはじめとする山々や、小峰城跡三重櫓に代表されるランドマークとなる建築物等を眺望して得られる景観であり、白河市の特徴的な景観となっています。

【良好な景観の形成に関する方針】

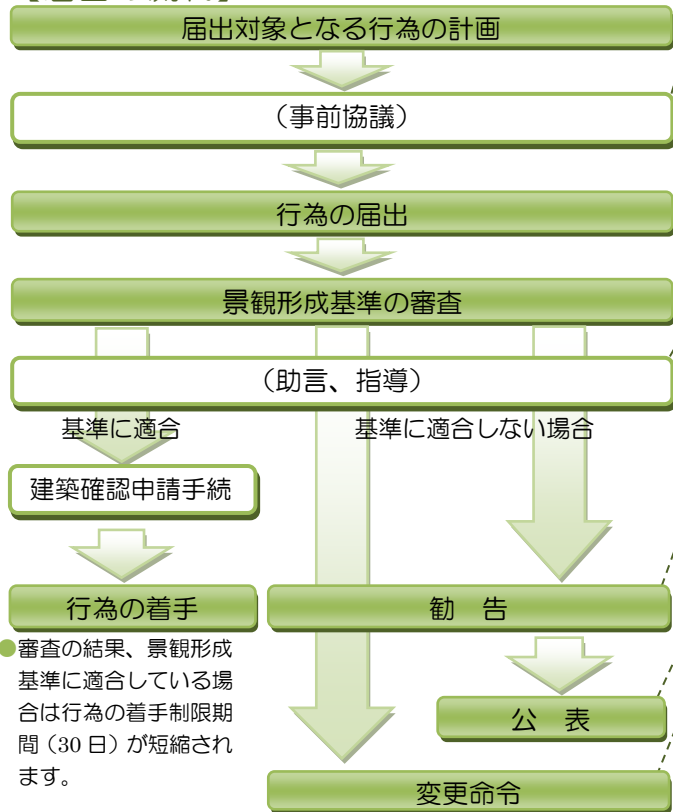
- 市街地から那須連峰への眺望景観を阻害しないよう、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成を誘導します。
- 各地域で親しまれている山並み景観として、権太倉山、関山、天狗山などを望見する主要な視点場を市民との合意形成のもとに設定し、視点場及びその周辺を整備するなどしてその眺望を確保していきます。
- 友月山、都市計画道路白河駅白坂線からの小峰城跡三重櫓への眺望景観、南湖公園から那須連峰や関山を望む眺望景観等を保全するため、眺望を阻害するおそれのある建築物等の高さや形態、色彩等を誘導します。



第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

■届出に関する手続き

【届出の流れ】



● 審査の結果、景観形成基準に適合している場合は行為の着手制限期間(30日)が短縮されます。

- 届出の対象となる行為を行うときには、**行為の届出の30日以上前に、事前に協議することが必要となります。**事前協議により適合となるための助言を受けることができます。
- 着手予定日の30日以上前に、届出様式に必要な事項を記載し、必要な書類を添付して景観担当課へ届出してください。
- 届出内容が景観計画に定める景観形成基準に適合しているか審査します。
- 届出における助言、指導により計画内容に変更が生じる可能性があることから、**建築確認申請前及び設計の変更が可能な時期に届出を行い、景観形成基準への適合を確認することが望ましい。**
- 景観形成基準に適合せず周辺の景観に著しい支障を及ぼす恐れがある場合は、基準に従うよう勧告することがあります。
- 勧告に従わない場合はその内容を公表することがあります。
- 建築物の建築及び工作物の建設について、景観計画に定める形態・意匠・色彩の基準に適合しないときは、設計の変更等の命令の対象となることがあります。
- 命令違反には罰則の適用があります。

■届出対象行為

景観計画区域の区分 届出が必要な行為	景観計画区域 ●白河市全域	景観計画重点区域
		景観計画推進区域 ●城下町地区
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m以上 ・3階建以上かつ延べ面積500㎡以上 ・延べ面積1,000㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積または変更面積10㎡以上
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく等・高さ5m以上 ○煙突等・高さ10m以上 ○電線路の支持物・高さ20m以上 ○高架水槽等・高さ10m以上 ・築造面積1,000㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく等 ・高さ1.5m以上 ○すべての工作物 (擁壁、垣、さく等を除く)
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・高さ5m以上かつ長さ10m以上の法面 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積1,000㎡以上 ・高さ1.5m以上かつ長さ10m以上の法面
屋外における土石等の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ3m以上 ・面積500㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ1.5m以上 ・面積250㎡以上

※白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更を行う場合は、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画内における建築物等の制限に関する条例(景観法第76条による)に基づく認定申請となり、景観法に基づく届出は不要となります。

■ 景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、景観形成基準を次のとおり定めま

(1) 市全域における共通の景観形成基準

1) 基本事項

景観形成基準	
●	届出行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。
●	届出行為の計画にあたっては、自然公園法（昭和32年法律第16号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策及び県の条例等に基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。
●	届出行為は、地域の景観に著しい影響を与えることから、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。

2) 共通事項

景観形成基準	
●	行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物等への眺望の妨げにならないよう努めること。
●	行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
●	行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。
●	設計にあたっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。
●	設計にあたっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。
●	行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。

3) 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

項目	景観形成基準
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ● 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。 ● 連続する街並み等の壁面線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退する。 ● 歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。 ● 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。 ● 行為地が都市部にある場合には、隣接する土地の利用形態と調和するよう歩行者に開かれたまとまりのある外部空間を創出できる位置とする。
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割等によって規模を調整する。 ● 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。
形 態	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避ける。
意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ● ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとする等、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ● 単調な大壁面による圧迫感をなくす。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、またはこれと調和したものとする。 ● 歴史的な建築物の改築または修繕にあたっては、建築物の材料の一部または外壁等の意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。 ● 設備機器を建築物の屋上または屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりしたデザインとする。 ● 建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努める。 ● 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努める。 ● 道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として永く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮する。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 外壁、屋根等には、けばけばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の街並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ● マンセル表色系における彩度は以下のとおりとする。

項目	景観形成基準						
	<p>ただし、アクセントカラー等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存の町並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の有彩色</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努める。 ● 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努める。 	色相	彩度	R・YR・Y系	5以下	上記以外の有彩色	3以下
色相	彩度						
R・YR・Y系	5以下						
上記以外の有彩色	3以下						
素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。 ● 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しない。 ● 地域の自然素材または伝統的素材を使用するよう努める。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材またはこれと調和したものを使用するよう努める。 ● 建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用する。 						
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。 ● 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。 ● 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。 ● 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。 ● 道路等の公共空間に面する外壁等の前面については、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。 						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努める。 ● 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮する。 ● 行為地が都市部にある場合には、道路境界線から後退すること等により生じた空間は、道路等の公共区間と一体となった解放的な空間として整備するよう努める。 ● 行為地内における電線類は、地中化等の無電柱化に努める。 						

4) 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ● 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。 ● 道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退する。 ● 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とする。 ● 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観と調和するよう、工作物の分割等によって規模を調節する。 ● 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努める。
形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避ける。 ● 工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とする。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物全体として秩序ある意匠とする。 ● 単調な大壁面による圧迫感をなくす。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、またはこれと調和したものとする。 ● 歴史的な工作物の改築または修繕にあたっては、工作物の材料の一部または意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。 ● 工作物とそれらに附属するさく等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告、図画等を行わない。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の表面には、けばけばしく不快感を与える高彩度の色彩を使用せず、四季を通じて周辺の街並みや自然環境と調和した落ち着いた低彩度の色彩を基調とする。 ● 工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努める。 ● 工作物の支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とするよう努める。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。

項目	景観形成基準
	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しない。 ● 地域の自然素材または伝統的素材を使用するよう努める。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材またはこれと調和したものを使用するよう努める。 ● 建築後、汚れや破損等によって景観に支障が生じることがないように、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用する。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。 ● 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。 ● 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。 ● 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。 ● 道路等の公共空間に面する壁面等の前面については、工作物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。

5) 開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。 ● 景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割または細分化を行わない。
土地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。 ● 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。 ● 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。 ● 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。
法面の外観	<ul style="list-style-type: none"> ● 長大な法面または擁壁を生じさせないように配慮する。 ● 法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ● 周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。 ● 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。 ● 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整池の建設、埋立または干拓にあたっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫する。 ● 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。

6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地外からの出入口は、最小限に限定する。 ● 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講じる。
跡地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ● 長大な法面または擁壁を生じさせないように努める。 ● 法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ● 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。 ● 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わない。
跡地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採または採取の位置及び方法を工夫する。 ● 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。

7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
集積または貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 集積または貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくい位置とする。 ● 集積または貯蔵にあたっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行う。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地外からの出入口は、最小限に限定する。 ● 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講じる。

(2) 景観計画重点区域等の景観形成基準

景観計画重点区域等の各区域では、市全域に共通の景観形成基準とあわせて、それぞれの区域の行為の制限が適用されます。

1) 小峰城跡・白河駅周辺地区（景観計画重点区域）

項 目		景観形成基準	
建築物	高 さ	建築物の高さは、主要な視点場から三重櫓への眺望を保全するため以下のとおりとする。 【北地区】【駅舎地区】●プラットホームの屋根を超えない高さとする。 【南地区】●図書館を超えない高さとする。	
	配 置	道路からの位置	【北地区】●三重櫓、前御門等に配慮した位置とする。 【南地区】【駅舎地区】●前面道路（主要地方道白河・羽鳥線、市道白河駅八竜神線）からできるだけ後退し、道路沿いにゆとりの空間を創出する。
		敷地内配置	●三重櫓、前御門、白河駅舎、プラットホーム等の歴史的建造物の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。
	形 態	形 態	【北地区】【南地区】●城跡風致の景観に調和した形態とする。 【駅舎地区】●白河駅舎の景観に調和した形態とする。
		意 匠	【北地区】●城郭建築のデザインを尊重し、城郭のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、城跡の雰囲気や損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 【南地区】●緑化や壁面の素材・色彩等の工夫により、道路等の公共空間や歩行者等に威圧感及び圧迫感を与えないよう配慮する。 【駅舎地区】●大正建築のデザインを尊重し、大正ロマンの雰囲気を損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 ●二方向以上に勾配している屋根とし、道路から見えるところは原則として切妻屋根とする。
		屋 上 備 設	●屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色 彩	【北地区】【南地区】●三重櫓等に配慮し、マンセル表色系におけるN系またはこれに近似する色彩を使用する。 【駅舎地区】●白河駅舎との調和に配慮し、低彩度のものを基調とする。	
	素 材	●反射性のある素材、材料を使用しない。	
工作物	高 さ	【北地区】【駅舎地区】●プラットホームの屋根を超えない高さとする。 ※ただし、鉄道事業のための架線の支持物はこの限りではない。 【南地区】●図書館を超えない高さとする。	
	色 彩	●工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。	
	自 動 販 売 機	●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。	

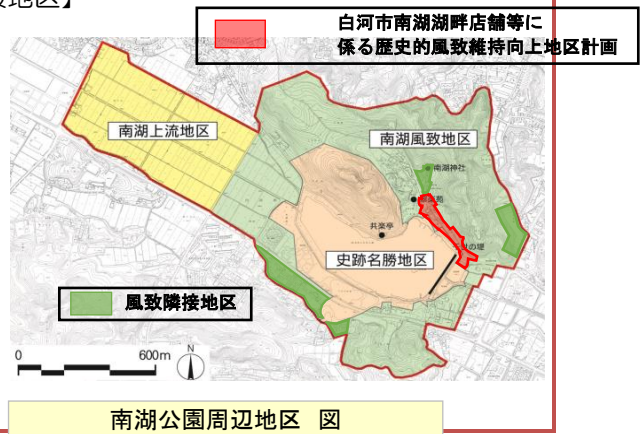


小峰城跡・白河駅周辺地区 図

項 目		景観形成基準
共通	夜間景観	●三重櫓及び白河駅舎のライトアップを阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とにならないようにする。
	その他	●行為地内における電線類は、できる限り地中化等の無電柱化に努める。 ●やむを得ず設置する場合は、三重櫓、前御門、白河駅舎、プラトホーム等の景観の保全に配慮した位置とする。 ●屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、城跡風致の景観に調和した色彩とする。

2) 南湖公園周辺地区（景観計画重点区域）

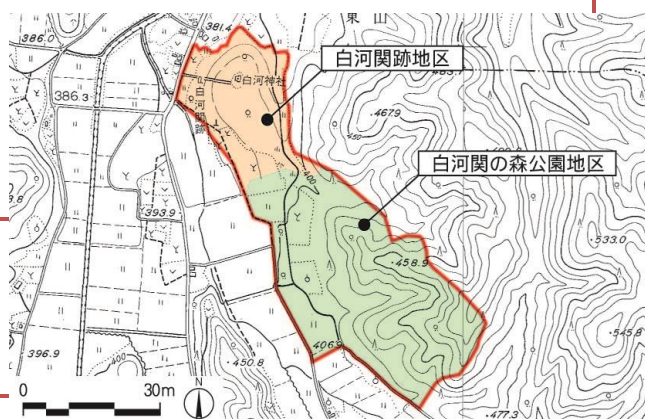
項 目		景観形成基準	
建築物	高 さ	建築物の高さは、千世の堤から那須連峰や鏡の山、月待山、小鹿山等への眺望を保全するため以下のとおりとする。 【南湖風致地区・風致隣接地区】●8mを超えない高さとする。 【南湖上流地区】●10mを超えない高さとする。	
	配 置	道路からの位置	【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】●前面道路から3m以上後退し、道路沿いにゆとりの空間を創出する。
		敷地内配置	【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】●従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、南湖周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ●千世の堤からの背後稜線景観を確保した位置とする。
	形態意匠	形 態	【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】●鏡の山・月待山、小鹿山等の丘陵地に配慮し、歴史遺産である南湖公園の景観に調和した形態とする。
		意 匠	【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】●和風のデザインを尊重し、南湖公園と調和した歴史的なモチーフを活用する等、南湖公園の歴史的風致を損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 ●二方向以上に勾配している屋根とする。
		屋上設備	【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】●屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色 彩	【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】●マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度3以下とする。 ●上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。	
素 材	【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】 ●反射性のある素材、材料を使用しない。※ただし、主要な視点場（千世の堤、共楽亭）から望見できない場合はこの限りではない。また、寺社仏閣に使用されるものについても同様とする。		



項 目		景観形成基準
工作物	高 さ	【南湖風致地区・風致隣接地区】●8mを超えない高さとする。 ※ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。 【南湖上流地区】●10mを超えない高さとする。 ※ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。
	色 彩	●工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
	自動販売機	●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。
共通	夜間景観	●自然景観を阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。
	そ の 他	●屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、南湖風致の景観に調和した色彩とする。

3) 白河関跡周辺地区（景観計画重点区域）

項 目		景観形成基準	
建築物	高 さ	●8.2mを超えない高さとする。	
	配 置	道路からの位置	●白河関跡へのアクセス道路である主要地方道伊王野・白河線から白河関跡への眺望に配慮した位置とする。
		敷地内配置	●背後丘陵地の景観を阻害しない位置とする。
	形 態 意 匠	形 態	●周辺の丘陵地に配慮し、歴史遺産である白河関跡の景観に合った形態とする。
		意 匠	●和風のデザインを尊重し、白河関跡のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、周辺の雰囲気損なわない統一感のある形態意匠となるように配慮する。 ●二方向以上に勾配している屋根とする。
		屋上設備	●屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色 彩	●マンセル表色系における R・YR・Y 系の色相は、彩度 3 以下とする。 ●上記以外の有彩色の色相は、彩度 2 以下とする。 ●屋根は黒・茶系を基調とする。 ●外壁は白・茶系を基調とする。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。	
素 材	●反射性のある素材、材料を使用しない。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。		
工作物	色 彩	●工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。	
	自動販売機	●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。	



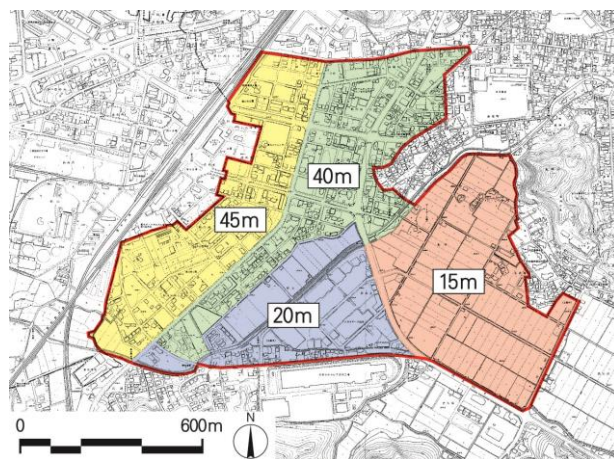
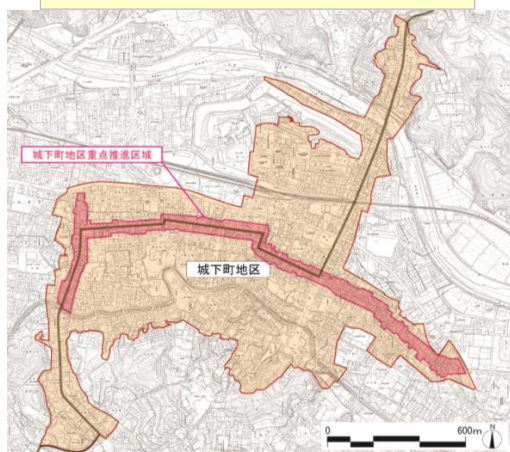
白河関跡周辺地区 図

項 目		景観形成基準
共通	夜間景観	●自然景観を阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。

4) 城下町地区（景観計画推進区域）

項 目		景観形成基準
建築物	高 さ	建築物の高さは、主要な視点場から三重櫓への眺望を保全するため以下のとおりとする。 ●15mを超えない高さとする。 ※ただし、景観形成に配慮し勾配屋根を設置する場合は、当該高さの制限は軒の高さまでとする。また、この場合の屋根勾配は、10分の3から10分の5までとする。
	敷地内配置	●町屋の短冊形の敷地を活かしたデザインを工夫する。
	意 匠	●和風のデザインを尊重し、城下町のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、城下町の雰囲気や損なわない統一感のある形態意匠となるように配慮する。 ●二方向以上に勾配している屋根とするよう努める。
	屋上設備	●屋上に室外機等設備機器は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色 彩	●マンセル表色系における R・YR・Y 系の色相は、彩度 4 以下とする。 ●上記以外の有彩色の色相は、彩度 2 以下とする。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。 ●アクセントカラー等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存の町並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではない。（城下町地区重点推進区域を除く）
工作物	素 材	●反射性のある素材、材料を使用しない。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。
	色 彩	●工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
	自動販売機	●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩、配置とする。

城下町地区 図



新白河駅周辺地区 図

5) 新白河駅周辺地区

項 目		景観形成基準
建築物	高 さ	建築物の高さは、南湖公園（千世の堤）を視点場とした那須連峰への眺望を保全するため以下のとおりとする。 【転坂地区】 ●15mを超えない高さとする。 【高山地区】 ●20mを超えない高さとする。 【国道 289 号西地区】 ●40mを超えない高さとする。 【新白河駅前地区】 ●45mを超えない高さとする。

第4章 景観計画推進区域の景観推奨基準

景観計画推進区域である城下町地区及び歴史的街道沿いの集落地区においては、かつてのおもかげを残す建築物等があり、歴史と伝統に彩られた個性的な景観を創出しています。地域の歴史や文化を伝える貴重な景観資源の保全・活用を図りながら、個性ある景観まちづくりを進めていくため、景観推奨基準を次のとおり定めます。また、当該基準に基づき、景観計画推進区域内をそれぞれの街の特性ごとに区域区分を行い、景観形成の考え方や推奨する基準を設けて策定された、白河市景観形成ガイドラインの基準等に適合する建築物の新築、改築、外観の模様替え等については、これに要する経費の一部を予算の範囲内で助成します。

1) 城下町地区

項目	景観推奨基準	
基本事項	街並み	●城下町地区としての統一感と調和に配慮する。
	眺望景観	●城下町エリア周辺の建築物は、小峰城跡・白河駅周辺地区の眺望に配慮した建築物とする。
建築物	規模	●小峰城跡・白河駅周辺地区への眺望を保全するため、絶対高 15m を超えない高さとする。 ●隣地の建築物と間口の大きさやデザインを合わせる等の配慮に努める。
	配置	●1・2 階部分は壁面を歩道境界に接するように配置し、隣接建築物と壁面線を揃えるように配慮する。 ●店舗等の 1 階部分は閉鎖的なシャッターは避け、ショーウィンドウを設ける等まちのにぎわいの演出を図る。
	形態	●通りの景観及び隣接建物と調和が取れたものとし、建築物の側面も出来る限り正面の外壁と同様のものにする等の配慮を行う。 ●原則、主要道路に面して駐車場及び駐車場の出入り口を設けない。 ●建築物の正面は、城下町地区としての個性的な景観との調和に配慮したデザインとする。また、道路等から見える側面については、正面との調和を図る。 ●屋根の形状は、原則切妻平入とし、城下町地区としての特徴的な景観形成に配慮する。 ※ただし、街並みと調和するように特にデザインに配慮されているものについてはこの限りではない。 ●主要道路に面する 1 階部分はまちのにぎわいの演出と開放性をもたせるため、ショーウィンドウの設置、透過性が高く開放感のあるシャッターの設置等を行うように努める。
	色彩	●外壁、屋根等外装の色彩は通りの景観及び隣接建築物と調和の取れたものとする。 ●マンセル表色系における R・YR・Y 系の色相は、彩度 3 以下とする。 ●上記以外の有彩色の色相は、彩度 2 以下とする。 ●窓、扉、庇、日除けテント等の色彩も上記に準ずるものとする。 ※ただし、区域内の寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。
	素材	●反射性のある素材、材料を使用しない。
	建築設備等	●建築設備、物干し場、ゴミ収集設備等は通りから目立たないよう景観上の配慮を行う。
工作物	駐車場	●原則、主要道路に面して駐車場は設けないように努める。 ●駐車場の出入口は街並みの連続性及び一体性並びににぎわいに配慮したデザインとする。

項 目		景観推奨基準
	塀 等	●塀は、原則生け垣や板塀等景観に配慮したものとする。やむを得ずフェンス等を使用する場合は、その前面に植栽をする等の配慮を行う。
	擁 壁	●コンクリート擁壁等は極力避け、石積みまたは法面を活かした緑化を行う。
	自 動 販 売 機	●自動販売機は通りに直接面して設置しない。 ※ただし、景観上及び管理上特別に配慮されているものについてはこの限りではない。
	その他	●外構の塗装、柵、塀等または道路に面して設ける工作物は街並みと調和したデザインとする。



2) 歴史的街道沿いの集落地区

項 目		景観推奨基準
基本事項	街 並 み	●歴史的街道沿いの集落地区としての統一感と調和に配慮する。
	眺望景観	●周辺の山並み等への眺望に配慮した建築物とする。
建築物	配 置	●街並みの連続性を崩さないよう、壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそろえる。
	形 態	●周辺の山並み等への眺望に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。
	意 匠	●歴史的街道に面する建物については、街道の建築物の意匠を採り入れる。 ●街道の建築物の特徴をもつ建物については、その特徴の保存に努める。 ●勾配屋根とし、道路から見るところは切妻屋根とする。
	屋上設備	●屋上設備は設置しない。
	色 彩	●マンセル表色系における R・YR・Y 系の色相は、彩度 4 以下とする。 ●上記以外の有彩色の色相は、彩度 2 以下とする。
	素 材	●反射性のある素材、材料を使用しない。
工作物	色 彩	●工作物の支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
	自動販売機	●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

■ 景観重要建造物の指定の方針

以下に示す項目に該当する建造物のうち、地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものについては、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定します。

- 市または県の指定文化財で、地域の景観に影響の高い建造物
- 地域の歴史・文化を継承し、地域の景観の特徴を成す建造物
- 地域に継承される材料や形式で建築された建造物
- 優れたデザインを有し、周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物
- 市民に親しまれ、地域のランドマークとなっている建造物
- 公共の場所から容易に見ることができる建造物
- 維持管理を行う個人または団体がある建造物



小峰城跡三重櫓・前御門
(白河市景観重要建造物 指定第1号)

■ 景観重要樹木の指定の方針

以下に示す項目に該当する樹木のうち、地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものについては、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定します。

- 地域の景観に影響の高い樹木
- 地域の歴史・文化を継承し、地域の景観の特徴を成す樹木
- 市民に親しまれ、地域のランドマークとなっている樹木
- 地域の景観に影響の大きい建造物または街並みと一体となった樹木
- 公共の場所から容易に見ることができる樹木
- 維持管理を行う個人または団体がある樹木



第6章 屋外広告物に関する事項

屋外広告物は、にぎわいのある商業地の演出等の効果がある一方で、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要因にもなります。



そこで、周囲から突出した形態や色彩を避けたり、設置する位置やデザインに統一感を持たせたり、複数の広告物を集約したりするなど、質の高い屋外広告物の表示等について適切に誘導していきます。

なお、屋外広告物に係る行為の制限については、平成28年4月より白河市独自の屋外広告物条例を制定し、規制・誘導を行っています。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

■ 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路や河川などの公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素です。道路等の公共施設と周辺の建築物等による街並みデザインが一体的に調和することにより、地域の景観を効果的に高めることが可能になります。

このため、景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設に位置づけて、公共施設管理者等と連携を図りながら、良好な景観の形成に向けた整備に取り組むことを検討します。

■ 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定された公共施設において工作物等の占用許可を行う場合は、下記の事項に配慮するよう検討していきます。

- 公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、アーケード、電力機器、上下水道管その他占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合する形態意匠とします。また、占用物件の配置は、主要な視点場からの眺望や景観の連続性等に配慮することとします。
- 歩行者系標識（サイン）等については、『白河市・西郷村サイン統一計画』に基づいて設置するほか、地域の景観特性に応じて統一されたデザインとします。工作物の支持柱は、マンセル値 5YR2/1 または近似色とします。
- 具体的には、当該公共施設の管理者や景観審議会等の意見を聴きながら、地域の景観特性に応じた許可基準を個別に定めるものとします。

第8章 景観形成の推進方策

■協働による景観まちづくり

美しい「ふるさと白河」を築いていくため、市民・事業者・行政の役割分担と相互の合意形成の中で、それぞれの役割に基づく活動内容に取り組み、景観の保全、育成、創出を推進していきます。



市民の役割

- 景観意識の向上
- 景観まちづくりに関する自主的活動への積極的参加（組織づくり・活動等）
- 景観セミナー、イベント等への積極的参加
- 景観協定、建築協定等の締結、地区計画の導入 など

事業者の役割

- 開発等に際して、景観計画等に基づく積極的な景観形成への取り組み
- 市民参加による景観まちづくりに関する活動への参加と協力 など

行政の役割

市は、関係機関との調整を図りながら取組むとともに、市民・事業者への啓発・情報発信を進めることにより意識の向上を図り、その活動を支援します。

■推進施策

- 景観セミナー等の継続的な開催
- 景観形成に寄与する建築物等への表彰制度等の充実
- 補助制度の活用 など

■景観形成事業の推進

- 公的な空間及び公共建築物等の整備における先導的役割の推進
- 効果的な景観形成事業の導入
- 屋外広告物条例制定 など

■推進体制づくり

- 景観形成推進のための市民参加の仕組み、体系の整備
- 景観形成推進のための人材育成
- 景観協議会の設置 など

白河市景観計画

平成 23 年 3 月 策 定
平成 25 年 3 月 一部変更
平成 26 年 1 2 月 一部変更
平成 28 年 6 月 一部変更
平成 30 年 2 月 一部変更
令和 2 年 1 2 月 一部変更
令和 4 年 3 月 一部変更
令和 5 年 1 2 月 一部変更

白河市 建設部 都市計画課
〒961-8602

白河市 八幡小路 7 番地 1
電 話 0248-22-1111
F A X 0248-24-1854